

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、一七一人」を「四、一一六人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、一七九人」を「五、二四六人」に改め、同条第二号中「一四、八二〇人」を「一四、七七四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。